

東村庁舎及び東村保健福祉センターにおける省エネ設備等導入に伴う実施設計業務  
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、東村庁舎及び東村保健福祉センターにおける省エネ設備等導入に伴う実施設計業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、業務全般に関する豊富な知識、実績、企画力を有する事業者若しくは共同体から、公募型プロポーザル方式により最適な者を優先交渉権者として選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

東村庁舎及び東村保健福祉センターにおける省エネ設備等導入に伴う実施設計業務

(2) 業務対象施設

東村役場庁舎及び保健福祉センター（沖縄県国頭郡東村字平良 804 番地）

(3) 業務の内容

別紙「東村庁舎及び東村保健福祉センターにおける省エネ設備等導入に伴う実施設計業務仕様書」のとおり。ただし契約時における仕様書は、契約候補者の企画提案内容に応じて、仕様を変更することがある。

(4) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 1 1 月 3 0 日（月）まで

※ただし建築物エネルギー性能表示制度（BELS）による認証取得は 11 月 1 3 日（金）までに取得すること。

(5) 提案上限価格

¥ 17,380,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

(6) 留意事項

ア. 本業務は、「脱炭素化推進事業債」を活用して実施するものであり、「(5) 提案上限金額」の範囲内で脱炭素化推進事業債の同意基準、運用要綱等に適合する内容となるよう提案すること。

イ. 令和 6 年度「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」を活用した過年度業務「東村庁舎施設等再エネ設備導入に伴う改修工事基本設計業務」を参考とし、記(オ)の表に記載する CO<sub>2</sub> 排出量削減効果【t-CO<sub>2</sub>/15 年】の数値を上回る計画とすること。空調換気設備及び照明設備の更新および BEMS(ビルマネジメントシステム)の設置により ZEB の定義に基づく ZEB\_Ready 以上の認証基準を満たすこと。

なお、設計一次エネルギー消費量比の算定にあたっては、エネルギー消費性能プログラム(非住宅版)標準入力法を使用すること。

ウ. 建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)における ZEB 認定取得手続きは、実施設計後速やかに行うこと。

エ. 導入後の保守・メンテナンスを考慮した提案を行う事

オ. 各施設の設備毎のCO<sub>2</sub>排出量削減効果【t-CO<sub>2</sub>/15年】表

表 CO<sub>2</sub>排出量削減効果【t-CO<sub>2</sub>/15年】

施設名	空調・換気設備	照明設備
東村役場庁舎	137.4	139.05
保健福祉センター	31.5	31.95

出典：東村庁舎施設等再エネ設備導入に伴う改修工事基本設計業務 報告書 抜粋

### 3 公募スケジュール ※目安

項目	日程
公募開始（ホームページ掲載）	令和8年4月30日（木）
参加表明書受付	令和8年5月1日（金）から 令和8年5月14日（木）12：00まで
参加表明に関する質問受付期限	令和8年5月7日（木） 令和8年5月8日（金）17：00まで
参加表明に関する質問回答期限	令和8年5月12日（火）
1次審査結果の通知	令和8年5月18日（月）
既存図面及び基本設計閲覧期間	令和8年5月7日（木）から 令和8年5月22日（金）まで
企画提案書に関する質問受付期間	令和8年5月19日（火）から 令和8年5月20日（水）17：00まで
企画提案書に関する質問回答	令和8年5月22日（金）
提案書提出期限	令和8年5月26日（火）
2次(プレゼンテーション)審査	令和8年5月29日（金）予定
審査結果通知	令和8年6月初旬予定

### 5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、本業務公告から優先交渉権者の特定までの間において、次に掲げる要件を満たす事業者等とする。なお、共同体として参加する際は共同体の構成員は3社までとし、(1)の資格要件をすべて満たすものとする。(⑤～⑧の資格要件については構成員のうちいずれかが有していればよいものとする。)

#### (1) 応募者の資格要件

- ① 代表者と構成員は日本国内の企業であること。
- ② 参加申込書等提出期限までに沖縄県の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ③ 本村との協議、調整に十分な能力を有し、本事業を十分に遂行できると認められる者であること。
- ④ 県内に本社又は支社若しくは支店（営業所）を有する者であること。
- ⑤ 管理技術者は一級建築士を有すること及び、実務経験が5年以上の者。
- ⑥ 一般社団法人環境共創イニシアチブの「ZEB プランナー」の登録を受けていること。

- ⑦ 設計業務を担当する技術者のうち 1 名は建築士法に基づく、建築設備士を配置すること
- ⑧ 過去 5 年（令和 3 年 4 月 1 日以降）以内に、環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」に関わる、以下に該当する業務実績を、1 件以上有すること。
  - ・「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」を活用した業務
- ⑨ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- ⑩ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づき一般競争入札に参加することができない者でないこと。
- ⑪ 参加申込書提出時点において、本村より指名停止の措置がなされていないこと。
- ⑫ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。
- ⑬ 国税及び地方税（県税及び市町村税）を滞納していないこと。

## （2）応募者の制限

次に掲げる者は、応募者となることできない。

- ① 不渡手形又は不渡小切手を発行し銀行当座取引停止を受ける等、経営状況に関して著しく不健全な者。
- ② 法人等の役員または経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に掲げる暴力団関係者または暴力団関係者と密接な関係を有する者がいる場合。

## 6 応募方法

### （1）提出書類

- ① 様式第 1 号「プロポーザル参加申請書」
  - ② 様式第 2 号「会社概要」
  - ③ 様式第 3 号「業務実績」
  - ④ 様式第 4 号「担当技術者調書」
  - ⑤ 様式第 5 号「管理技術者の経歴及び実績等調書」
  - ⑥ 国税及び地方税（県税及び市町村税）の滞納がないことを証する書面（直近のもの）
  - ⑦ ZEB プランナー登録書
  - ⑧ 共同企業体協定書（任意様式） ※共同企業体の場合
- ※②⑥においては共同企業体の構成員すべて

### （2）応募期間等

応募期間：令和 8 年 5 月 1 日（金）～ 5 月 14 日（木） 12 時必着

提出先：問合せ先に同じ

提出方法：郵送又は持参 ※郵送の場合は提出期限必着

### （3）参加表明に関する質疑受付期間

提出書類：様式第 8 号「質問書」

提出先：問い合わせ先に同じ

提出方法：電話連絡の上、メール又はFAX

※電話での質問は受け付けない

※電子メールの場合は、件名を「参加表明質疑：東村庁舎及び東村保健福祉センターにおける省エネ設備等導入に伴う実施設計業務」とすること

提出期限：令和8年5月8日（金） 17時必着

質問に対する回答は、令和8年5月12日（火）までにFAXまたは電子メールにて回答する。

#### （4）1次審査結果の通知

参加申込みをした者全員に対し、令和8年5月18日（月）までに1次審査結果の通知を電子メールで送信する（原本は後日郵送）。

なお、1次審査の結果については文書で通知し、選定された者には2次審査の案内を送付する。選考に関する質問及び異議は一切受け付けないものとする。

### 7 企画提案書についての質疑応答

#### （1）質問の受付

提出書類：様式第8号「質問書」

提出先：問合せ先に同じ

提出方法：電話連絡の上、電子メール又はファックス

※電話での質問は受け付けない。

※電子メールの場合は、件名を「質問書：東村庁舎及び東村保健福祉センターにおける省エネ設備等導入に伴う実施設計業務」とすること。

提出期限：令和8年5月20日（水）17時必着

#### （2）質問の回答

質問に対する回答は、令和8年5月22日（金）にFAXまたは電子メールにて回答する。

なお、質問に対する回答は、本実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

### 8 プロポーザルへの参加辞退について

参加申込みの後に、このプロポーザルへの参加を辞退する場合は、次のとおり参加申込辞退書を提出すること。

提出書類：様式第7号「参加申請辞退届」（辞退の理由を簡潔に記入してください。）

提出期限：令和8年5月26日（火）17時（時間厳守）

提出先：問合せ先に同じ

提出方法：郵送又は持参 ※郵送の場合は提出期限必着

### 9 提案書の作成要領

#### （1）提出資料

① 様式第6号「企画提案書提出届」

② 企画提案書：7部（正本1部、副本6部）

提案書は、A4版とし、表紙に「東村庁舎及び東村保健福祉センターにおける省エネ設備等導

入に伴う実施設計業務 企画提案書」と標記し、余白に会社名を表示すること。加えて、表紙を含め20ページ以内とし、ページの通し番号を付すること。また仕様書を踏まえ、以下の項目について記載すること。

- ア. 会社概要
- イ. 実施体制等
- ウ. 事業概要及び事業実施に関する企画・提案
- エ. 概算事業費(工事・施工管理)の提示
- オ. 独自提案

- ・できるだけ詳細に記載し、適宜画像等を用いて効果的に説明すること。
- ・参加者は、1つの提案しか行うことができない。
- ・提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。
- ・必要に応じて補足資料を求める場合がある。

③本業務見積書 7部 (正本1部、副本6部)

- ア. 消費税、地方消費税を含め記載すること。
- イ. 業務内容の項目ごとに内訳が分かるように記載すること。

(2) 提出期限等

提出期限：令和8年5月26日(水) 17時(時間厳守)

提出先：問合せ先に同じ

提出方法：郵送又は持参 ※郵送の場合は提出期限必着

10 既存図面・基本設計書の閲覧期間

閲覧日時(令和8年5月7日(木) ~ 令和8年5月22日(金))については、電話連絡のうえ担当者調整を行い日程を決定すること。なお現場確認は行わないものとする。

11 2次審査(プロポーザル)選定方法

本実施要領及び仕様書に定める事項を満たした事業者について、「東村庁舎及び東村保健福祉センターにおける省エネ設備等導入に伴う実施設計業務プロポーザル選定委員会」(以下、「委員会」という。)を設置し、当該プロポーザルによる審査を行い、最優秀提案者を選定する。

なお、企画提案者が1提案者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を最優秀提案者として選定する。

(1) 審査日程

内容：プレゼンテーション

期日：令和8年5月29日(金)(予定)

※1次審査結果通知と併せて日程を通知する。

提案時間：説明20分以内、質疑10分程度

参加人数：4名まで

- ・プレゼンテーションの順番は、原則として提案書の受付順とする。
- ・プレゼンテーションは、提出した提案書をもとに行うこととし、説明に用いるパソコン及びプロジェクターの使用は可とする。その場合、パソコンおよびHDMIケーブルは事業者が持参すること。(スクリーンとプロジェクターは本村にて用意する。)

- ・提出された提案書をもとに、プレゼンテーション用資料を再構成することは可能とする。ただし、プレゼンテーション当日に追加資料を配付することは不可とする。
- ・指定した時間に遅れる場合は失格とする。ただし、やむを得ない事情があると本村が認める場合はこの限りではない。

## (2) プロポーザル結果通知

プロポーザルの審査結果は、令和8年6月上旬（予定）に、参加者全員にその結果を書面にて通知する。

なお、審査の経緯及び審査内容に関する問い合わせには応じない。

## 1 1 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 本実施要領に示されたプロポーザル参加形態及び資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がされている場合
- (3) 提出書類及び提出する方法が本実施要領に定める事項に適合しない場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 公告日から契約締結日までに参加資格要件を欠き、契約相手方として著しく不適切と判断される事態が生じた場合

## 1 2 契約の締結

### (1) 契約に関する協議

本村は、委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で書面により契約を締結する。ただし、その者が本村より指名停止の措置を受けた場合、契約の締結を行わないことがある。また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

### (2) 委託契約に当たっての主な留意点

- ①契約に当たっては、委託候補者の企画提案の内容をそのまま採用することを約束するものではなく、詳細について企画提案書を基に双方が協議のうえ、決定する。
- ②委託業務の全部を第三者に再委託することはできない。ただし、委託業務の一部の再委託について、事前に本村の承諾を得たときは、この限りではない。

### (3) 委託料の支払

委託料の支払については、原則として精算払とする。

## 1 3 その他

- (1) 提出した申込書、企画提案書は返却しない。
- (2) 企画提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (3) 提案書の作成に要する一切の費用（旅費、通信費等を含む。）は、提案者の負担とする。
- (4) 提出者は、申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、様式第7号「参加申込辞退書」を提出すること。
- (5) 本業務で得た全ての成果物の著作権は本村に帰属するものとし、承諾なく第三者に貸与及び公表することはできない。また、受託者は本業務の成果物に対して著作権人格権を行使しな

いものとする。

#### 1 4 問合せ先

事務局：東村役場総務財政課 島袋

電 話：0980-43-2201

F A X：0980-43-2457

E-mail： [tsubasa.s@vill.okinawa-higashi.lg.jp](mailto:tsubasa.s@vill.okinawa-higashi.lg.jp)